

【17 釈 文】駒形宿女子縁組につき村送り状

(慶応二年…一八六六)

送り一札之事

当宿

一 武太夫女子

満 さ

当寅廿四才

右者、其御村音吉弟与四郎女房ニ、
片貝町三造媒ヲ以、縁組差遣し申候、
然上者、宿方人別帳面相除申候間、
其御村人別御帳面江御加入可レ被レ成候、
為ニ後日一送り一札、依而如レ件

駒方宿

慶応二丙寅年

名主 茂三郎^印

二月

天川原村

御名主中

【17 読み下し文】

送り一札の事

当宿

一 武太夫女子

満 (ま) さ

当寅廿四才

右は、其の御村音吉弟与四郎女房に
片貝町三造媒(なかだち)を以(もつ)て、縁組差し遣(つかわ)し申し候、
然(しか)る上は、宿方人別帳面相除き申し候間(あいだ)、
其の御村人別(にんべつ)御帳面へ御加入成らるべく候、
後日の為(ため)送り一札、依(よつ)て件(くだん)の如し

駒方(駒形)宿

慶応二丙寅(ひのえとら)年

名主 茂三郎^印

二月

天川原村

御名主中